

商店新生活様式対応支援事業

募集要領

申請受付期間を令和2年10月30日まで延長しました。

○ 申請受付期間

令和2年8月3日(月)～同年10月30日(金)(必着)

申請方法については、4ページ以降をご確認ください。

○ 申請書の入手方法

墨田区ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_matidukuri/sangyo/koten_sien/sinseikatsu.html

墨田区商店街連合会(墨田区役所1階)及び産業振興課(墨田区役所14階)でも配布しています。

○ その他

申請にあたっては、別途「申請書類の記入例」及び「申請に関するよくある質問」もご参照いただきますようお願いいたします。

令和2年9月

墨田区役所 産業観光部 産業振興課

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が想定される中、新しい生活様式に対応しながら事業活動や経済活動を行うことが求められています。そこで、墨田区では、区内商店を対象に、備品・消耗品購入費等を最大10万円(商店会非加盟店舗は7万円)まで補助する事業を実施します。お店の安心安全のための取組みにお役立てください。

2 補助対象者

次の全ての項目を満たす商店(1)

- (1) 令和2年4月7日時点で区内で営業している
- (2) チェーン店・フランチャイズ店(2)に該当しない
- (3) 大型店(3)及びそのテナントに該当しない
- (4) 大企業(4)、医療法人、社会福祉法人、学校法人、商工会・商工会連合会・商工会議所、公益財団法人、公益社団法人及び保険医療機関に該当しない
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていない(ただし、同法第3条第1項の適用を受ける接待飲食等営業、遊技場営業、特定遊興飲食店営業等を除く。)(5)
- (6) 墨田区暴力団排除条例第2条第1号に規定する団体又は同条第2号若しくは第3号に規定する者に該当しない(6)
- (7) 以下5つの対策について、既に実施している、又は補助金で実施することを予定している

対策内容
1. 手洗いの徹底・マスクの着用 利用者・従業員にマスクの着用及び手洗い・手指消毒の徹底をお願いしている。
2. ソーシャルディスタンスの確保(できるだけ2mの距離を保つ) 行列や座席の工夫など従業員を含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないようお願いしている。
3. 3つの密(密閉、密集、密接)を避けて行動 入場者数・滞在時間の制限や、定期的な換気を行っている。
4. 施設の清掃・消毒 複数の人が触れる場所や物を極力減らし、難しい場合にはこまめに清掃・消毒している。
5. 利用者・従業員の体調管理 熱がある利用者の入店を制限したり、従業員の検温や体調確認などを行っている。

- 1 ... 商店とは、店舗又は事務所を構え一般消費者を対象に対面で商品やサービスの提供を行っている小売業、飲食業、サービス業等を指します。
- 2 ... チェーン店：単一資本で11店舗以上を直接経営・管理する本社直営の店舗
フランチャイズ店：本社企業とフランチャイズ契約によって運営されている店舗
- 3 ... 店舗面積1,000㎡超の店舗
- 4 ... 以下に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者
 - ・卸売業...資本金1億円以下、または従業員100人以下
 - ・サービス業...資本金5000万円以下、または従業員100人以下
 - ・小売業...資本金5000万円以下、または従業員50人以下
 - ・その他の業界...資本金3億円以下、または従業員300人以下
- 5 ... 以下の業種別に該当する場合は**補助対象**とする。

業 種 別			定 義	
風 俗 営 業	接待風俗等営業	1号営業	料理店、社交飲食店	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業
		2号営業	低照度飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業を除く。）
		3号営業	区画席飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの
	遊技場営業	4号営業	マージャン店 パチンコ店等	まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
		5号営業	ゲームセンター等	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号営業に該当する営業を除く。)
特定遊興飲食店営業		ナイトクラブ等	ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食させる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。)で、午前6時後翌日午前零時前の時間において営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く。)	

6 ... 抜粋

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として墨田区規則（以下「規則」という。）で定める者をいう。

暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3 補助対象経費

次の全ての項目を満たす経費が対象

- (1) ガイドライン等に基づく感染対策費用（ 7 ）
- (2) **令和2年4月7日～同年12月31日まで**の間に支払いが完了するもの
- (3) 1点（件）当たりの単価が税抜きで10万円未満のもの
- (4) 国、都その他団体の補助対象になっていないもの

7 補助対象経費

備品・消耗品購入費

例) 感染症対策用品（マスク、フェイスシールド、消毒液、非接触型体温計、自動消毒液噴射器、空気清浄機、UV除菌器、リモート用端末、サーモカメラ、フードカバーなど）・店舗運営用品（アクリル板、パーテーション、ビニールカーテン、カーテンスタンドなど）・掲示物（案内版、のぼり、ポスターなど）
リース・レンタル費用及び中古品の購入費を除く

内装・設備工事費

例) 空気設備、換気設備、換気扇等の設置工事費、センサー付水洗化工事費など

委託費 自社内で直接実施することができない業務の委託費

例) 店舗等の消毒作業委託、エアコンの清掃作業委託など

- * 店舗又は事務所の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費が対象です。
店舗又は事務所の感染症対策と認められないものは補助対象外となります。
例) 自宅で使用する空気清浄機など

4 補助金額

補助対象経費の **10分の10**

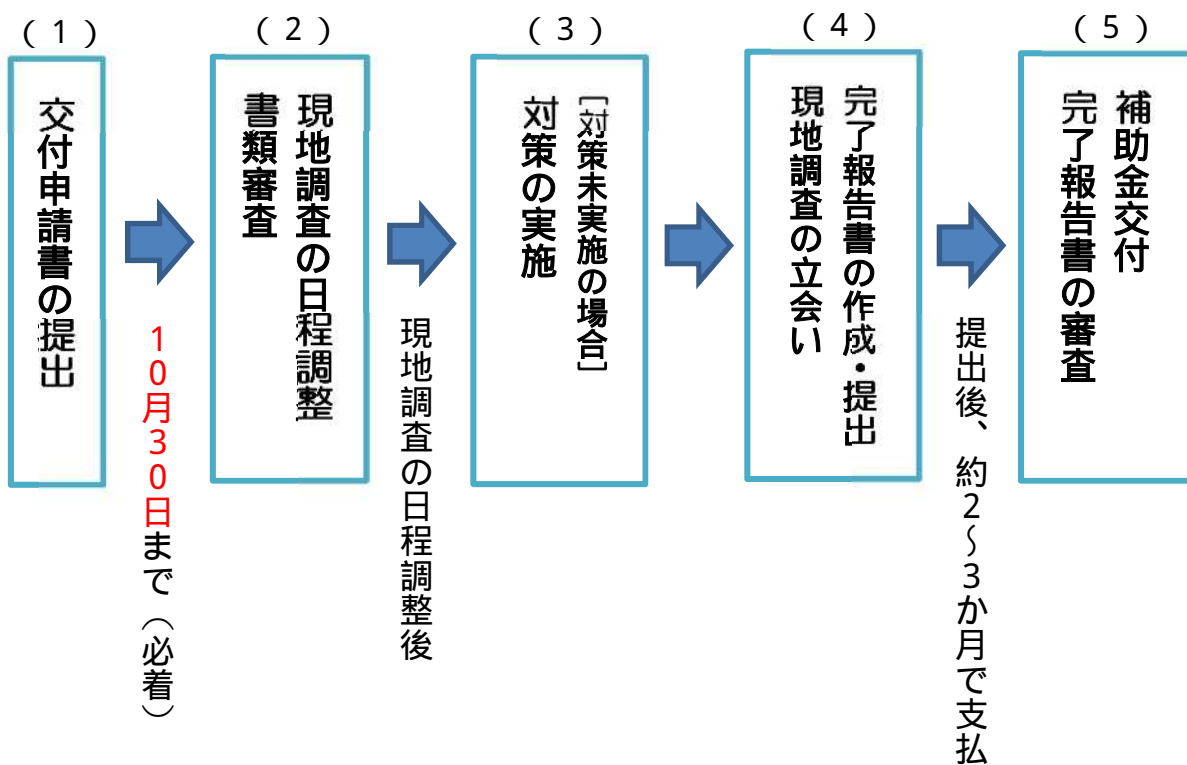
上限10万円（商店会非加盟店舗の場合は**7万円**）

補助対象経費は、消費税等を除いた金額です。

補助金の交付は1店舗1回限りです。追加申請はできません。

5 応募方法

申請から補助金交付までの流れ



(1) 交付申請書の提出

受付期間：令和2年8月3日（月）～同年**10月30日（金）**（必着）

提出書類

～ の書類を受付期間内に墨田区商店街連合会事務局までご提出ください。

既に対策を実施している場合も同様です。

本事業は、申請書受付から現地訪問、その他申請及び完了報告の手続きに必要な一連の業務を墨田区商店街連合会に委託しています。

補助金交付申請書

- ・補助金交付申請額は、税抜の金額をご記入ください。
補助割合は 10/10 上限 10 万円（商店会非加盟店舗は 7 万円）
- ・申請書表面の「対象要件」、裏面の「対策内容」及び「商店会加盟状況」について、当てはまる項目にチェックを付けてください。

住所、店名等について

-法人の場合-

- ・登記している住所及び企業名を記入してください。
- ・役職名(代表取締役など)を忘れずに記入してください。
- ・印鑑は法人の代表者印を押印してください。(社判や個人印は NG)

-個人の場合-

- ・届出している住所及び企業名を記入してください。
- ・印鑑は朱肉の個人印でお願いします。(シャチハタは NG)

経費別明細書

- ・これから対策を実施する場合は、対策に掛かる予定金額を記入してください。
- ・既に対策を実施したものと、これから対策を実施するものが混在する場合は、備考欄にその旨記入してください。例) 8/6 購入済、10 月購入予定など
- ・税抜の金額を記入してください。

令和 2 年 4 月 7 日時点で区内で営業していることが確認できる書類

例) 開業届、営業許可証、確定申告書等の写しなど

商店会に加盟していることを証明するもの(商店会加盟店舗の場合に限る)

補助金交付申請書の提出までに商店会に加盟していることが必要です。

墨田区商店街連合会賛助会員の場合は、提出不要です。

例) 直近の商店会費領収書、商店会加盟店舗一覧、商店会加盟証明書(区様式あり)など

なお、申請書は以下の方法で受け付けています。

- ・直接持参
- ・郵送
- ・ファックス
- ・メール

ファックス及びメールで提出の場合は、代表者印は押印せずにご提出ください。対策完了後の現地調査の際に押印いただきます。

申請書の提出先

墨田区商店街連合会事務局

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 (墨田区役所 1階)

ファックス：03-5608-1625

E-mail：inoue@sumida-showren.jp

(2) 書類審査・現地調査の日程調整

店舗での対策（備品の購入等）の完了後に現地調査を実施するため、申請書類の審査後にこちらからお電話にて現地調査の日程調整を行います。

(3) 対策の実施（既に対策を実施している場合は次の(4)を参照）

補助対象：令和2年4月7日～同年12月31日までに支払いが完了するもの
発注又は契約、取得、実施、支払いまでを上記期間内に完了することが必要です。
クレジットカードによる支払いを行う場合は、上記期間内にクレジットカード会社からの銀行引落としまでを完了することが必要です。

申請いただいた内容に基づき、対策の実施をお願いします。

申請書の提出後に対策内容の変更や中止があった場合は、「変更・中止承認申請書」をご提出ください。様式は、墨田区 HP からダウンロードできます。

https://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_matidukuri/sangyo/koten_sien/sinseikatsu.html

(4) 現地調査の立会い・完了報告書の作成及び提出

(2)で日程調整いただいた日にちに、調査員が店舗等に訪問し、今回実施した対策について確認を行います。対策の確認ができた場合には、「新しい生活様式推進宣言ステッカー」を進呈します。(8)

また、完了報告書を、調査員指導の下、その場で作成していただきます。完了報告書は調査員がお持ちします。

提出書類

完了報告書

- ・日付、番号「 年 月 日付け 号〜 」は空欄のままをお願いします。
- ・総事業費は、経費別明細書の合計と一致させてください。

住所、店名等について

-法人の場合-

- ・登記している住所及び企業名を記入してください。
- ・役職名(代表取締役など)を忘れずに記入してください。
- ・印鑑は法人の代表者印を押印してください。(社判や個人印はNG)

-個人の場合-

- ・届出している住所及び企業名を記入してください。
- ・印鑑は朱肉の個人印をお願いします。(シャチハタはNG)

経費別明細書

- ・税抜の金額を記入してください。

支払を証明することができる領収書等

- ・領収書に加え請求書や明細書など、品名・数量・単価が分かるものも併せてご提出ください。
- ・領収書の発行がない場合、請求書と通帳のコピー(表面、 中面、 金額部分) 又は利用明細でも可能です。

クレジットカードで支払った経費について

この場合も補助金の対象となりますが、発注又は契約、取得、実施、支払い(クレジットカード会社からの銀行引落とし)までを補助対象期間内(令和2年4月7日～同年12月31日)に完了することが必要です。

ポイントを取得・利用した場合について

クレジットカードに関わらず、購入時に取得・利用した場合のポイントは補助対象外(補助対象経費から減算)となりますので、ご注意ください。

写真等、成果を証明することができるもの

- ・備品・消耗品等は、必ず現物写真の提出が必要です。
申請日より前に購入し、既に使用済等の理由で現物の確認ができない消耗品に限り、レシート・領収書の提出のみで可とします。

- ・内装、設備工事など対策実施前と後で変化のあるものについては、可能な限り、**実施(工事)前・実施中・実施後を比較した写真**をご提出ください。
- ・機械装置購入等の場合、取扱説明書の提出も併せてお願いします。

現物写真は、現地調査の際に調査員が撮影いたしますが、現地調査実施前に使用する消耗品や内装、設備工事などの実施(工事)前・実施中の写真などは予め撮影いただくようお願いいたします。

商店会に加盟していることを証明するもの(商店会非加盟店舗を除く。)

- ・完了報告時点で最新のものをご提出ください。

申請の際にご提出していただいたものが最新の場合、また墨田区商店街連合会賛助会員の場合は提出不要です。

補助金交付請求書

- ・日付、番号「 年 月 日付け 号〜 」は空欄のままをお願いします。

住所、店名等について

-法人の場合-

- ・登記している住所及び企業名を記入してください。
- ・役職名(代表取締役など)を忘れずに記入してください。
- ・印鑑は法人の代表者印を押印してください。(社判や個人印はNG)

-個人の場合-

- ・届出している住所及び企業名を記入してください。
- ・印鑑は朱肉の個人印をお願いします。(シャチハタはNG)

支払金口座振替依頼書

- ・日付は未記入をお願いします。
- ・振替口座住所と依頼人住所は同様をお願いします。
- ・提出は、上半分のみで結構です。

8...「新しい生活様式推進宣言ステッカー」

このステッカーは、店舗で感染症予防対策に取り組んでいることを宣言し、お客様に安心してお店を利用してもらうためのものです。入り口やレジなど目立つところに貼り付けてください。



(5) 完了報告書の審査・補助金交付

完了報告書の提出から約2～3か月で補助金をお支払いします。

完了報告書の内容等により、前後する可能性がございますので、予めご了承ください。

交付決定の取消し及び補助金の返還

補助対象者、外注先の事業者その他補助事業の関係者が、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助対象者に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令に違反したとき
墨田区内店舗又は事務所及び実施場所での事業活動の実態が無いと認められるとき
交付対象者及び交付対象経費に該当しない事実が判明したとき

6 問合せ先

<申請・報告に関すること・書類送付先>

墨田区商店街連合会事務局

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 (墨田区役所 1階)

電話：080-4128-4767 受付時間：9時から16時まで(平日のみ)

つながりにくい場合は、時間を置いてお掛け直してください。

ファックス：03-5608-1625

E-mail：inoue@sumida-showren.jp

<制度全般に関すること>

墨田区産業観光部産業振興課

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 (墨田区役所 14階)

電話：03-5608-6187 受付時間：8時30分～17時まで(平日のみ)

ファックス：03-5608-6934

E-mail：SANGYOU@city.sumida.lg.jp